

環廃産発第1704035号

平成29年4月3日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会会長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



平成29年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」における取組について（協力依頼）

平素から廃棄物行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省では、不法投棄対策を推進するため、平成19年度より5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定しております。平成29年度におきましても、市民、事業者、廃棄物関係団体、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施する等、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化することといたしました。

別添の「平成29年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」実施要綱」とともに、環境事務次官から各都道府県知事及び政令市長宛てに「平成29年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について」（平成29年4月3日付け環廃産発第1704031号）を通知し、標記取組の実施への協力と関係機関への周知等をお願いしたところです。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただき、今年度も例年同様に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、貴団体及び貴団体の正会員である都道府県産業廃棄物協会の取組状況について、環境省HPにて公表している資料に記載いたしますので、別添様式に必要事項を記載の上、平成29年5月10日（水）までに、以下の担当あてメールにてご提出下さい。

【お問い合わせ先】

環境省廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

《担当》^くの 久野、倉田

《電話》03-5501-3157（直通）

《E-Mail》hairi-tekisei@env.go.jp



平成29年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」実施要綱

1. 名称

平成29年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

2. 趣旨

不法投棄等の対策については、数次の廃棄物処理法の改正により不法投棄等の罰則強化、マニフェスト制度の強化、排出事業者の責任強化等を行うとともに、地方環境事務所が拠点となって、関係省庁や都道府県等と緊密に連携した全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化等を行い、大規模事案を中心に新規に判明される事案を減少させるよう、早期発見・早期対応による未然防止及び拡大防止の取組を推進してきたところである。

また、市町村等においては、住民等の協力を得て、地域における監視活動や啓発事業が行われるとともに、国や都道府県等と連携した不法投棄等監視の取組が推進されている。さらに、企業においても事業所周辺の清掃活動や自らの廃棄物の適正処理等も進められているところである。

今後も、このような各主体の連携を図りつつ、監視活動の強化などにより不法投棄等を発生させない環境づくりを一層進めることが重要であることから、今年度も、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、廃棄物関係団体、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一齐に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化することとする。

3. 期間

平成29年5月30日（火）～6月5日（月）

4. 実施主体及び関係機関

環境省、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省他関係省庁、都道府県、市町村、全国知事会、全国市長会、全国町村会、企業、廃棄物関係団体、NPO・NGO等

5. 取組内容

上記3及びその周辺の期間（前後1週間程度）において、地域の実情に応じて、例えば以下のような事業を展開する。都道府県及び市町村は、自らの取組を推進するとともに、各主体の連携の促進に努める。

（1）実践活動

- ・ 都道府県及び市町村、地域住民、NPO等による集中的な監視パトロール活動
- ・ 一斉美化活動、3R活動等

（2）普及・啓発事業

- ・ パネル展示、ポスターやチラシ、広報誌、HPへの掲載等

（3）その他これらに類する事業

6. 本件の問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

適正処理・不法投棄対策室 久野、倉田

TEL：03-5501-3157（直通）

FAX：03-3593-8264